

箇所	頁数	誤	正	備考
30. 県内業者・県内産建設資材の活用について				
	30-1	<div data-bbox="516 367 1033 1057" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>30. 県内業者・県内産建設資材の活用について</p> <div data-bbox="667 636 882 887" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>技 第 28 号 平成 18 年 4 月 26 日 技 第 57 号 一 部 改 正 平成 19 年 6 月 4 日 技 第 32 号 の 1 一 部 改 正 平成 22 年 4 月 30 日 技 第 123 号 の 1 一 部 改 正 平成 22 年 9 月 1 日 技 第 98 号 の 1 一 部 改 正 平成 24 年 7 月 28 日 技 第 48 号 の 1 一 部 改 正 平成 27 年 5 月 25 日</p> </div> </div>	<div data-bbox="1411 367 1927 1057" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>30. 県内業者・県内産建設資材の活用について</p> <div data-bbox="1562 636 1776 922" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>技 第 28 号 平成 18 年 4 月 26 日 技 第 57 号 一 部 改 正 平成 19 年 6 月 4 日 技 第 32 号 の 1 一 部 改 正 平成 22 年 4 月 30 日 技 第 123 号 の 1 一 部 改 正 平成 22 年 9 月 1 日 技 第 98 号 の 1 一 部 改 正 平成 24 年 7 月 28 日 技 第 48 号 の 1 一 部 改 正 平成 27 年 5 月 25 日 技 第 47 号 の 1 一 部 改 正 平成 28 年 5 月 26 日</p> </div> </div>	令和元年10月15日訂正
	30-2	<p>(4)上記(2)の報告内容により下記条件を満たせば、工事成績評価の際に加点評価する。ただし、諸経費に含まれる資材、転用可能な資材等や工場製品の材料に使用されるものは対象外とする。</p> <p>① 県内産建設資材(3品目)を各品目毎に全種類・全量を使用 (<u>創意工夫審査項目のその他</u>で各品目毎に1点、最大3点を加点)</p> <p>※「各品目毎」とは、 生コンクリートについて全種類・全量使用-----1点 コンクリート二次製品について全種類・全量使用--1点 道路舗装材料類について全種類・全量使用-----1点 それぞれで1点、最大3点の加点。</p> <p>② 奈良県リサイクル認定品(土木資材)を全量使用 (<u>創意工夫審査項目のその他</u>で2点を加点)</p>	<p>(4)上記(2)の報告内容により下記条件を満たせば、工事成績評価の際に加点評価する。ただし、諸経費に含まれる資材、転用可能な資材等や工場製品の材料に使用されるものは対象外とする。</p> <p>① 県内産建設資材(3品目)を各品目毎に全種類・全量を使用 (<u>工事特性の審査項目</u>で各品目毎に1点、最大3点を加点)</p> <p>※「各品目毎」とは、 生コンクリートについて全種類・全量使用-----1点 コンクリート二次製品について全種類・全量使用--1点 道路舗装材料類について全種類・全量使用-----1点 それぞれで1点、最大3点の加点。</p> <p>② 奈良県リサイクル認定品(土木資材)を全量使用 (<u>工事特性の審査項目</u>で2点を加点)</p>	令和元年10月15日訂正